

# 柳川市ブロック塀等撤去費補助事業

## 【概要】

地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、ブロック塀等撤去を行う者に対し、「柳川市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱」を定め補助金を交付する。

## ○補助対象者

次の全てに該当するもの

- ・ブロック塀等の所有者または管理者
- ・同一敷地において、過去にブロック塀等の撤去の補助金を受けたことがないこと（1回限り）
- ・本市の市税を滞納していないこと
- ・暴力団の構成員でないこと

## ○対象となるブロック塀

次の全てに該当するもの

- ・避難路に面する高さ1メートル以上のブロック塀等
  - ※避難路・・・住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路
  - ※ブロック塀等・・・補強コンクリートブロック造又は組積造（れんが造、石造等）の塀（門柱・フェンス・門扉・土留め部分の撤去は補助対象外）
- ・ブロック塀等の診断カルテで40点未満のもの

## ○補助対象工事

次のいずれかに該当するもの

- ・上記ブロック塀等の全てを撤去する工事
- ・上記ブロック塀等の一部を撤去する場合は、次の要件を全て満たすもの
  - 工事完了後、ブロック塀等の高さが1.2メートル以下となるもの（避難路面からの高さ）
  - 工事完了後、ブロック塀等の診断カルテで70点以上となるもの
  - 道路幅員4メートル未満の場合で、一部撤去する場合は補助対象外となる

## ○補助金の額

- ・撤去費用の3分の2（最大16万円）

※撤去費の補助を受けるためには、いくつかの条件がありますので、都市計画課の職員が現地調査にお伺いさせていただき、補助制度について説明させていただきます。

危険なブロック塀の撤去を計画している方は、撤去工事に着手される前に都市計画課建築係へ問い合わせください。











## 【お問い合わせ】

柳川市 都市計画課 建築係  
TEL：0944-77-8544

- ・ 交付申請前に柳川市と事前協議が必要です。
- ・ 工事請負契約する前に交付申請を行い、交付決定を受けて下さい。交付決定前に契約した場合、補助金が出ません。

## ブロック塀等撤去費補助金 補助金交付手続きフロー

申請者		市
● 事前協議		● 現地調査等 補助の対象となるかを判断

● 交付申請		● 書類審査等
添付書類 ① 補助金交付申請書（様式第2号） ② 位置図 ③ 工事の概要がわかる図面 （撤去長さ、高さ、撤去方法（全部・一部）、撤去範囲） ④ 撤去後の診断カルテの改善計画（70点以上であるもの）※一部撤去のみ ⑤ 工事前の全景写真 ⑥ 工事見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む） ⑦ 市税の滞納がない事の証明書 ⑧ 誓約書 ⑨ その他市長が必要と認めるもの		
● 交付決定通知書 受理		● 交付決定
		補助金交付決定通知書
● ブロック塀等撤去 工事請負契約		（一部撤去の場合） 必要に応じて現地検査等
		
● 工事完了		
		
● 完了実績報告		● 現地検査等
添付書類 ① 完了実績報告書（様式第8号） ② 工事請負契約書（金額の内訳、補助対象内外がわかるものを含む） 及び領収書の写し ③ 工事前後の全景写真 ④ 診断カルテの結果（70点以上であるもの）※一部撤去のみ ⑤ その他市長が必要と認めるもの		
● 補助金額確定通知書 受理		● 補助金額の確定
		補助金額確定通知書
● 補助金交付請求書		● 請求書受付
● 補助金 受領		● 補助金の交付
		口座振込